

生駒市ネーミングライツ事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、ネーミングライツ事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「ネーミングライツ」とは、本市の施設、本市のイベント等(以下これらを「施設等」という。)に愛称を付与する権利をいう。

2 この要綱において「ネーミングライツ事業」とは、契約により本市が法人その他の団体(以下「事業者」という。)に対しネーミングライツを設定し、その対価を得る事業をいう。

3 この要綱において「ネーミングライツ・パートナー」とは、本市とネーミングライツ事業の契約をした事業者をいう。

4 この要綱において「ネーミングライツ料」とは、第2項に規定する対価をいう。

(業種等の制限)

第3条 業種又は事業者が生駒市広告掲載基準(平成20年10月10日施行)第5条各号のいずれかに該当する場合は、ネーミングライツ事業の対象としない。

(愛称の表記)

第4条 生駒市広告掲載要綱(平成20年10月10日施行)第3条及び生駒市広告掲載基準第6条の規定は、ネーミングライツ事業に係る愛称の表記について準用する。

(施設等を特定した実施)

第5条 ネーミングライツ事業は、施設等ごとに、募集方法、ネーミングライツ料、ネーミングライツ・パートナーの選定方法その他必要な事項を定めて実施するものとする。

2 ネーミングライツ・パートナー及び愛称の選定は、ネーミングライツ審査委員会(以下「審査委員会」という。)の審査を経て行うものとする。

(事業者からの提案による実施)

第6条 前条に定めるもののほか、ネーミングライツ事業を実施する施設等を特定することなく、事業者からネーミングライツ事業に係る提案(既にネーミングライツ事業を実施している施設等及び別に定める施設等に係るものを除く。)を受け付けることができる。

2 前項の提案があった場合において、審査委員会による審査を経た上でその提案が適当であると認めるときは、当該提案をした事業者をネーミングライツ・パートナーにしたネーミン

グライツ事業を実施することができる。

- 3 前項に規定する審査委員会による審査を経た上で、公募によりネーミンググライツ事業を実施することが適当であると認めるときは、同項の規定にかかわらず、前条の規定によりネーミンググライツ事業を実施することができる。

(審査委員会)

第7条 審査委員会は、ネーミンググライツ事業に係る施設等ごとに設置し、関係する職員をもって組織する。

- 2 審査委員会に関し必要な事項は、ネーミンググライツ事業の実施の都度定める。

(施行の細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、ネーミンググライツ事業の実施に関し必要な事項(ネーミンググライツ事業の実施のためのガイドラインを含む。)は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。